

第21回資料紹介展

お たび しよ

# 鷹狩りと御旅所

小松島市栗本家文書を中心に



鷹雉図（中山養福 筆 徳島市立徳島城博物館所蔵）

平成13年1月30日(火) - 平成13年4月22日(日)

# 鷹狩りと鷹場

## ◆はじめに

「鷹狩り」は、飼い慣らした鷹を山や野に放ち鶴・白鳥・雁・雲雀などの獲物を捕らえる狩猟法のひとつである。アジアの遊牧民の間で発達し、その風習はアジア・ヨーロッパで広く見ることができ、日本の鷹狩りで使用する鷹は、鳥類の中の猛禽類の総称であり、狩りによって大鷹・鷲・隼（はやぶさ）・鶴（はいたか）などが使い分けられてた。

日本では、鷹狩りが古代から盛んに行われたようで仁徳天皇の時代には鷹甘部（たかかいべ）という部が置かれた。また、大宝令の中にも主鷹司（しゅようし）という役職が兵部省の下に置かれ、朝廷や貴族の猟として、また、たくさんの勢子を使う団体行動による軍事訓練の一つとして行われていた。その後、鷹を捕らえ調教する専門的な技術が必要なことから、専門職としての鷹匠が生まれてきた。また、狩りをひんばんに行くと獲物が減少するため、狩りを禁止する禁野（きんや）が設けられ、禁猟区の管理が行われた。このように鷹狩りは、古代から特権を持つ身分階級の上位者が行う猟として、専門的な技術者を雇い、禁猟区まで設けて行われきたのである。

## ◆藩主と鷹狩り

江戸時代に入ると、天下統一を成し遂げていった織田信長・豊臣秀吉・徳川家康らが鷹狩りを好んで行ったため、諸藩の大名の間でも広く行われるようになった。將軍と大名の間では鷹そのものや鷹狩りの獲物の贈答が盛んに行われた。徳島藩の正史である『阿淡年表秘録』にも、元和二年（一六一六）の將軍からの御鷹の鶴の拝領をはじめとしてたくさんの記述

がある。こうした献上や拝領は、大名の中の家格の一つとして品や数が定着するに至っている。また、参勤交代で江戸にいるときの諸大名には、拝借鷹場と称して江戸近郊での鷹狩りを許しており、蜂須賀家も羽田や伊豆で猟を行っている。

徳島藩内でも鷹狩りは初代藩主蜂須賀至鎮の時から行われており、各代の藩主とも盛んに行っていた。その組織は、近習の兼務する御鷹奉行が統括し、鷹を飼う専門職として鷹匠、鷹の餌として雀を差し出す役であった餌指（えさし）、猟犬を引いて行く犬牽（いぬびき）の三つの職があった。鷹匠・餌指は徳島城下の富田に鷹匠町・餌指町が置かれており、富田町の国瑞彦神社の北側には鷹屋敷が置かれ、特に夏の羽換えの時期にはこの屋敷に集められたという。また、村の庄屋などが指名され、御鷹場の管理を行う鳥見役・下鳥見役などの役があった。使われる鷹は、三好郡の池田三名主と海部郡の森甚五兵衛より献納されることになっていた。

將軍や藩主によっては、殺生である鷹狩りを嫌い、行わなかったこともあった。特に五代將軍徳川綱吉による「生類憐れみの令」によって、大名の鷹狩り獲物などの贈答を含めて一切禁止となったこともあった。『阿淡年表秘録』を見ても藩主の好みによって回数が随分違うようである。

## ◆御鷹場と御留野

鷹狩りが行われる場所は、藩主側から見れば鷹狩りを行う鷹場としての御鷹場であるが、庶民から見ればその獲物となる鳥獣を育て守るため禁猟区となり御留野（おとめの）となる。御留野があった場所は、城下から一日の行程で行くことが可能な地が多かった。鳴門・上板（吉野川北岸）・八田山・小松島・那賀川北岸・那賀川南岸の地域であった。こういった地域には、鳥見役・下鳥見役が置かれ、密猟や付近の状況の監視が行われ、御留野の中の鳥獣の死骸に至るまで管理されていたのである。

また、徳島藩では藩主の釣りのため漁猟を禁止されていた御留川という制度もあり、吉野川下流の別宮川、助任川、小松島の芝生川などの一部の漁場が設定された。

## ◆鷹狩りと領民

鷹狩りや鹿狩りは、藩主が実際に身近な地域に来て行われることであり、勢子として多くの農民が駆り出されるため藩主と領民をつなぐ大きな行事でもあった。例えば正徳四年に鳴門の大毛山・島田山で行われた藩主綱矩の嫡男である吉武の鹿狩りでは、近隣の村々から勢子が約二千三百人も徴発されている。また板野・阿波の両郡から全猟師が召し出され、行き帰りの人夫三百人、馬五十頭、供を含めた宿は大小八十軒、黒崎の港から島田島に渡るのに六十五艘の船を徴発している。このように付近の村々あげての大イベントであり、藩主にとっては大きな人数を動かす軍事訓練としても重要だったのである。

また、御留野は基本的に村の中にあり田畠などの一般の生活空間も含んでいた。実際の鷹狩りの時には多くの人が田畠に入り踏み荒らし、農民に大きな損害を与えることもあった。御留野の中では、禁猟となつている鳥や鹿などが農作物を荒らすため鳥や鹿を脅して追い払うために、鉄砲で空砲を撃つことを願ったり、御留野から外され、猟が一般に解禁となる明野（あけの）になることを願う農民の切実な史料なども見ることができ、



鷹鴨図（中山養福 筆 徳島県立博物館所蔵）

## ●いあいさつ●

晩秋から冬にかけて、厳寒のシベリア、オホーツク海方面から、白鳥や鶴や雁、鴨などの渡り鳥が日本の各地に渡って来る。春から夏にかけては雲雀が上がり、ツバメが飛ぶ。明治以前の日本人は、殺生を禁ずる仏教の教えから獣肉を食べなかつたが鳥は捕らえ食べてきたという。その捕鳥の方法としてよく知られているのが鷹狩りである。古代からの伝統的な方法であり、鷹を手に持つ埴輪も出土しているほどである。猛禽類の鷹や隼を飼い慣らし、その習性をうまく利用しながら獲物をとらせる。しかしそのことだけでなく、鷹や隼はその姿や振舞の勇猛果敢さもあって、平和時代における戦いのシンボルともなり、「鷹狩り」は軍事訓練を兼ね、また民情を視察し、娯楽とともに治道に心を配る機会でもあった。またスポーツ的な娯楽として、川漁りとともに大変な楽しみであったせいも、徳川家康や八代將軍吉宗、そして阿波では十二代藩主蜂須賀齊昌らがこれに耽溺したほどであった。ただ五代將軍徳川綱吉が、貞享二年（一六八五）、「生類憐みの令」を出したことにより、鷹狩りも禁止となり、宝永六年（一七〇九）、綱吉の逝去直後に、生類憐みの令は廃されているが、鷹狩りは、幕府では八代將軍吉宗の享保年代まで復興されなかつたといわれる。以下『阿淡年表秘録』によるが、享保四年（一七一九）七月十九日の記事には「上使久留島数馬殿ヲ以て御鷹之雲雀御拝領。但し巖有院殿殿（四代將軍家綱）依頼中絶之所今度始而也」とあってこれを確認できる。ただし阿波藩五代藩主綱矩は、綱吉逝去の翌宝永七年九月十八日には早くも「公御在国初而柴生へ御鷹野御拳鶴壺ツ」、同十月十八日「公御泊為御鷹野撫養へ御出」、同十二月一日「公那賀郡中庄村へ御泊御鷹野御出同五日御帰」とこれまでのうつぶんを晴らすかのように、立て続けに鷹狩りに出動している。

鷹狩りはまた、幕府と藩の間の政治関係をうまく周旋するための手段でもあった。鷹狩りの歴史的伝統や鷹の持つ王者的な姿が象徴化され儀式化されたものであろうか、御三家ほか阿波藩などの大藩には、上使を以て、一年に二回、盆のころには雲雀が多く、暮れごろには雁とか鶴などを下賜した。藩ではそれを拝領すると、客を招き、御雛子や謡を催してお披露目し、そのあと庖丁を入れる。とりわけ珍重された鶴は、汁物にし、脚の筋を湯がいたものを二筋入れ食した。拝領については御証文御印形を返進し、御礼の使者を送っている。なお参勤交代により、藩主が阿波に在国している場合には、わざわざ江戸から宿継ぎを以て送り届けられた。雲雀も鶴や雁に劣らず美味しいものであったという。寛文元年（一六六一）三月六日の記事に「公（三代藩主光隆）為御鹿狩勝浦郡八多村へ御出」、同十六日「御帰城 御獲鹿三百六十二頭、列卒三千六百人（後略）」の記事もあり、その獲物の頭数、動員の人数に驚かされる。また兎も獲物であった。

今回の展示ではこういった徳島藩内での鷹狩りによって生まれた庶民との関わりを中心に紹介いたします。展示に当たり、貴重な古文書や絵図をご提供いただきました栗本和子氏、森英雄氏、また絵画資料をご貸与いただきました徳島県立博物館、徳島市立德島城博物館をはじめ、ご協力をいただきました皆様方に心より御礼申し上げます。

平成十三年一月三十日

徳島県立文書館館長 逢坂俊男



### ◆表紙の写真

「鷹雄図」中山養福筆  
徳島市立德島城博物館所蔵

鷹が雉を掴み押さえ込んでいる。この絵は、迫力に満ちている。

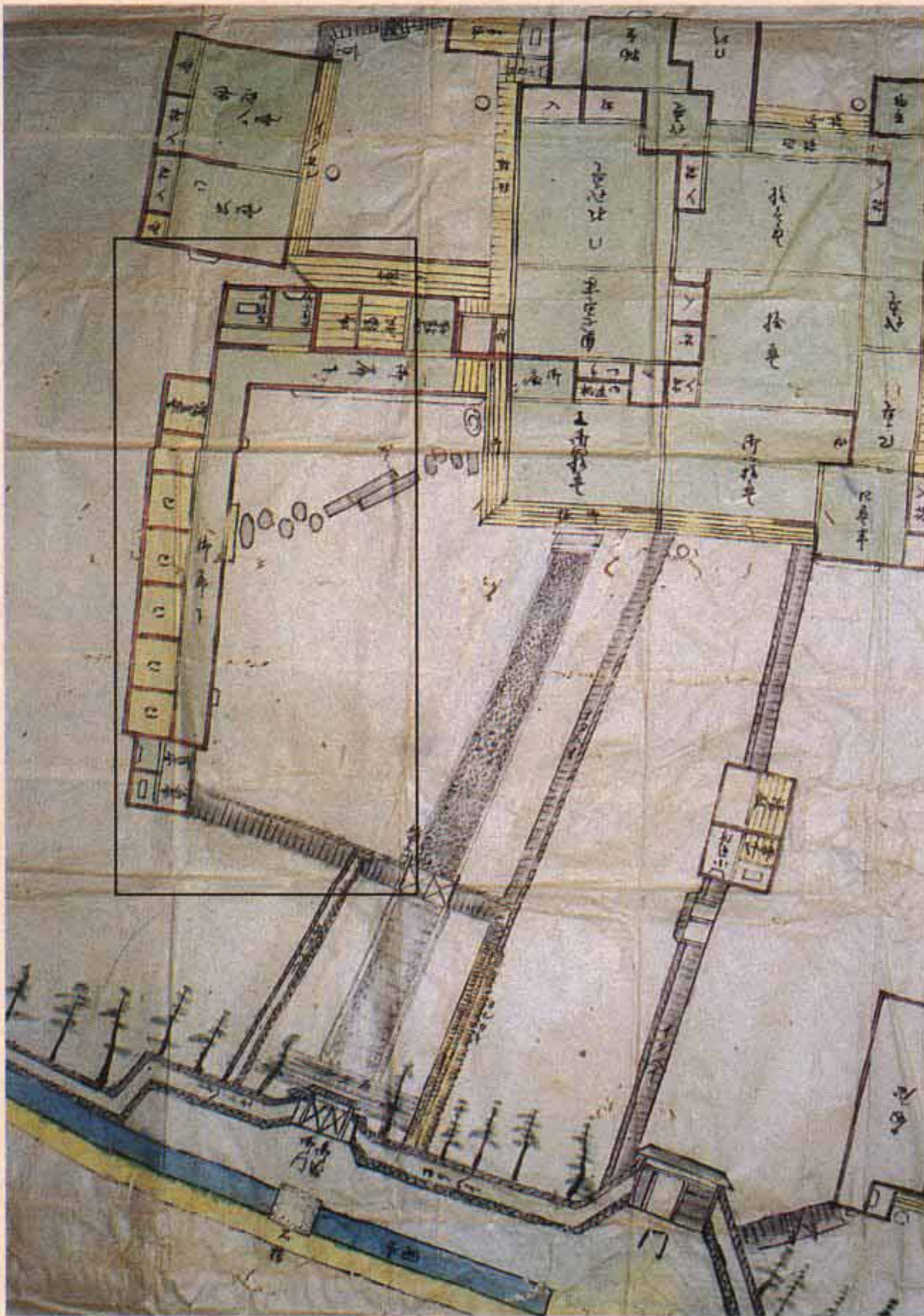
中山養福（おさよし）は、文化五年（一八〇八）に徳島藩の江戸屋敷留守居役の子として江戸で生まれ、狩野晴川養信に学び、藩の絵師となった。徳島では住吉島に住み花鳥画に優れていたという。嘉永二年（一八四九）江戸で没している。藩の御用絵師は、藩主好みの鷹を絵の題材として多く用いていた。

# 御旅所の由緒

※由緒…由来、来歴、  
いわれのこと。

## ◆屋敷絵図と御旅所

小松島市和田津新田の新田名主であった栗本家には、天保十四年（一八四三）に作成された自宅の図面が残されている。広大な屋敷地の西方に屋敷の様子が東西で大きく異なっている変わった形の屋敷が描かれている。東側は庄屋屋敷であり、馬屋や土間（台所）など生活空間が描かれている。



栗本家屋敷図面

用水堀で廻りをめぐらした屋敷地の南側には二つの門が並んでおり、東側の土橋が架かっている門と、西側の石橋が架かっている門があるが、石橋の架かっている門には御成御門と書かれている。御成御門をくぐると石段があり、右にヨシの垣根左に練り堀がある石畳の通路を通り、もう一つの門をくぐると庭が広がった一つの空間に入る。この空間は全て堀と建物で区切られている特殊な空間になっている。「御湯殿（風呂）」「御揚場（着替え場）」「御小用所（トイレ）」「御後架（トイレ）」「上御間」「御床（床の間）」「御廊下」と全ての場所に「御」が付いた空間である。ここは、殿様（徳島藩主蜂須賀家）が来て昼食休憩や一泊するための場所であった。現当主である栗本和子さんによれば、この場所は「御旅所（おたびしょ）」と呼ばれ、明治以降になっても一般の人がこちらの門をくぐることはなかなか許されなかったという。西

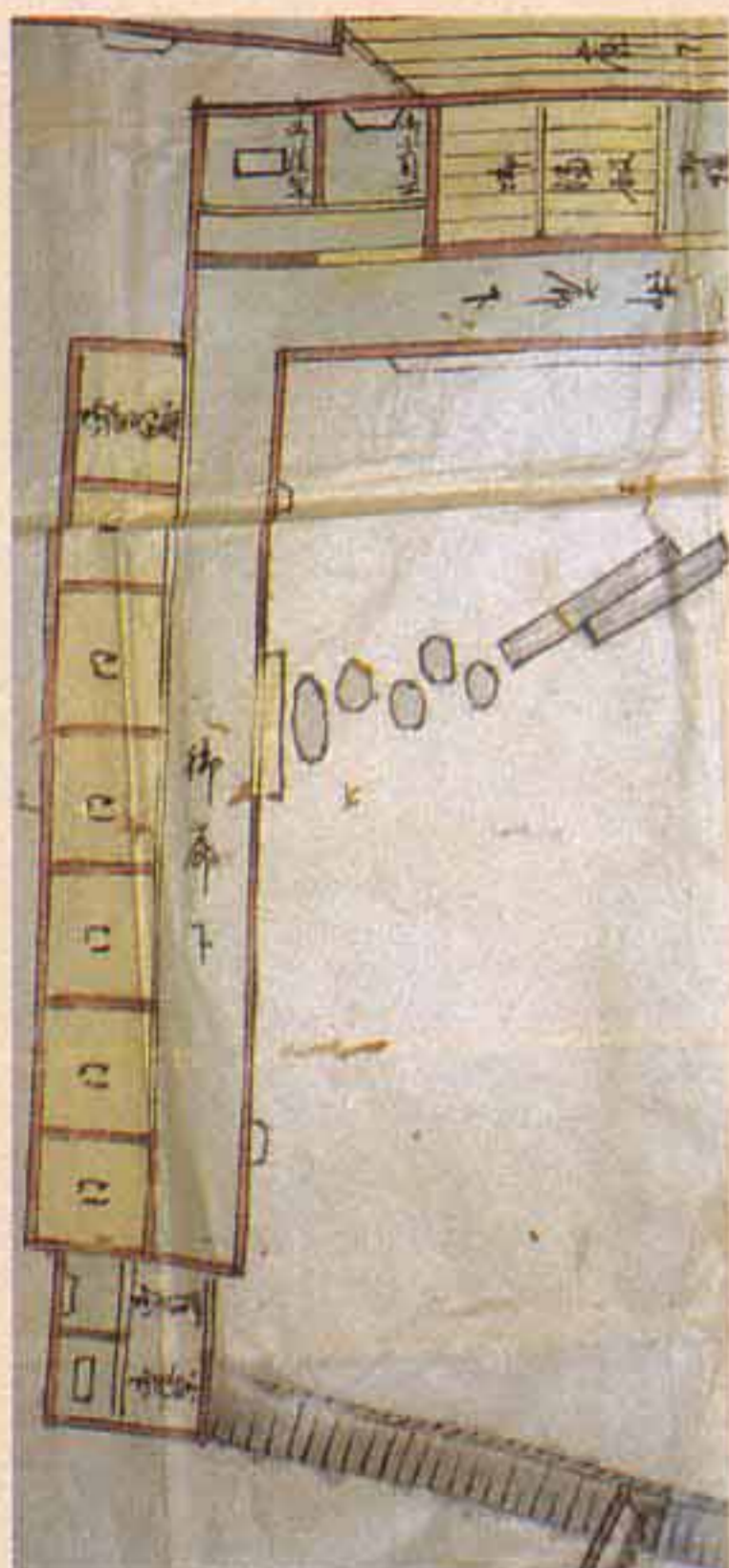
の廊下には、小さく仕切られた部屋が七つ並んでおり、「御鷹部屋」と書かれている。殿様の訪問が、鷹狩りとの関連によるものであることを物語っている。

## ◆栗本家の献上

文政五年（一八二二）に書かれた栗本家の家に関する報告書によれば、宝暦年中以来に殿様が南方（那賀川沿岸）へ鷹狩りに出た際に、数回本陣（宿舎）として、また昼食休憩の場所として数十度利用されたことが書かれている。栗本家は南方鷹狩りの際、定宿の一つだったのである。

「御鷹方御用並諸願一巻控帳」によれば、文化五年から文政十三年までの間に約二十回の昼食休憩に対応している。この休憩の対応は金磯新田の多田家や小松島浦の寺沢市兵衛家と共に進んでいたようだが、身分の上下のものを合わせて百名以上の賄い（昼食の接待）を勤めていたのである。こうした賄いは全て家の自力で行われる場合と、藩からお金が出る場合の両方があったようで賄い料理の金額が書かれている場合もある。このほか、松葉茸・シメジ・生はり茸・初茸・松露などのキノコ類の献上をおこなっている。

江戸後期の栗本家には毎年のように殿様が来ており、深い関係にあったが、これに対応するため家の普請をはじめとして多くの手間と費用がかかっていた。こうした殿様が昼食休憩や宿泊する定宿としていた家は、ほかにも藩内にくっつかあったものと思われる。



鷹小屋の拡大写真

## 『阿淡年表秘録』にみる鷹狩り

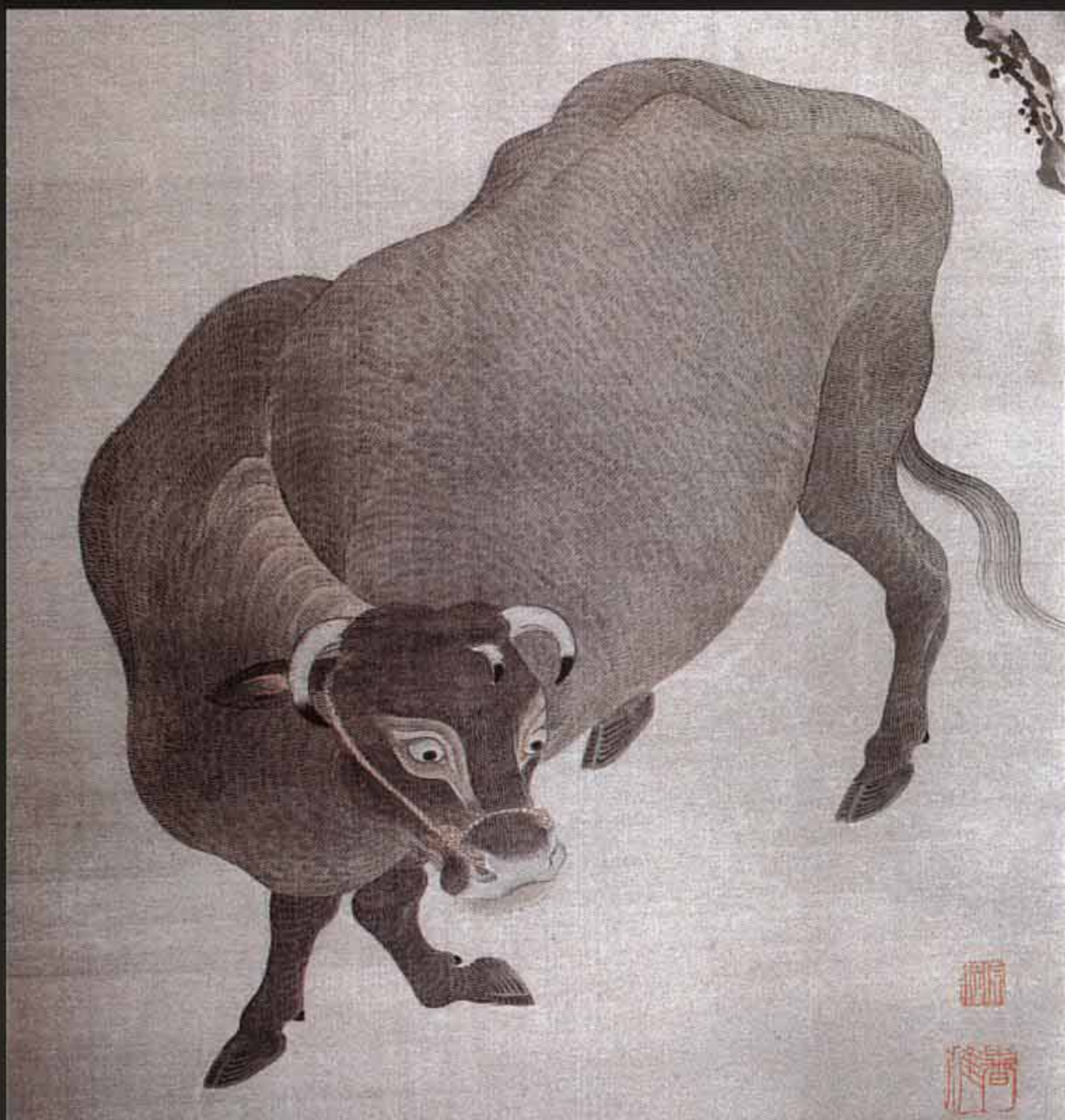
西暦	年号	月	日	記	事	備考
1610	慶長15年			今年公(至鎮)板野郡へ御鷹野として御出		鷹狩り 板野郡
1616	元和 2	6	19	巢鷹二据(2羽)内兄鶴一、御拝領(至鎮)		拝領 鷹・鶴
1630	寛永 7	4		公(忠英)播州明石江御発駕淡州路御通行(中略)淡州下郡二而御鷹野被遊(下略)		鷹狩り 淡路下郡
1631		8	2 12	上使ヲ以御鷹之雁二御拝領(忠英)		拝領 雁
1632		9	7 10	蓬庵(家政)公、上使堀三左エ門殿ヲ以て、御鷹之雲雀御拝領三十		拝領 雲雀
1635		12	10 7	將軍家(家光)御鹿狩板橋御成、翌日鹿一頭御拝領		拝領 鹿
1638		15	7 7	公(忠英)名西郡関村為御川狩御出、長谷川越前守家来長谷川十右衛門宅二而恩逗留		川狩り 名西郡関村
1639		16	冬	巢隼御献上(忠英)		献上 隼
1642		19	10 14	如例年鶴三裙御献上(忠英)		献上 鶴
1649	慶安 2	12		因幡守(光隆)君大毛山御鹿狩		鹿狩り 大毛山(鳴門)
1652	承応 1	1	13	因幡守(光隆)君南方御泊御鷹野ニ御出被遊、今日御帰城		鷹狩り 南方
1660	万治 3	6		公(光隆)今津浦へ御泊御鷹野として御出		鷹狩り 今津浦
1661	寛文 1	3	6	公(光隆)為御鹿狩勝浦郡八多村へ御出		鹿狩り 勝浦郡八多村
1665		5	7 18	千松丸(綱通)君はね田筋へ、為御漁猟御出		漁猟 羽田(東京)
1669		9閏	10 28	黄鷹一据御献上(綱通)		献上 黄鷹
1681	天和 1	11	7	上使石尾七兵衛殿ヲ以、御鷹之雁代替後初而御拝領(綱矩)		拝領 雁
1685	貞享 2			*生類憐みの令		生類憐みの令
1691	元禄 4	12	21	上使本多弥兵衛殿ヲ以、御鷹之鶴御拝領(綱矩)		拝領 鶴
				元禄六酉年より御鷹差止ニ付、以後御鳥御拝領中絶		鷹狩り 差し止め
1692		5	2 12	旧臘御拝領之鶴御披御客御招待(綱矩)		拝領 鶴
1709	宝永 6	1	10	*五代將軍綱吉薨去		
			1 24	同御触生類憐之義、御先代思召之通弥断絶無之様ニも思召候、然共右之義ニ付下々迷惑仕有之候様ニ被及聞召候、向後其段念ヲ入生類之義ニ付、下々困窮不仕御仕置も立間違科人不致出来様可仕候、惣而御仕置候、御代々其名目ハ相立時々思召しニ而増減有之事ニ候間、奉行中遂相談不及難儀様ニ申談事肝要候、一町中困窮仕候由被及聞召候、犬其外之生類之義ニ付町中入用金等指出難儀仕候者有之旨ニ候間向後相止候様可心得事		生類憐みの令廃止
1710		7	9 28	公(綱矩)御在国初而柴生へ御鷹野御拳鬪ツ		鷹狩り 芝生村
			10 18	公(綱矩)御泊、為御鷹野撫養へ御出		鷹狩り 撫養
			12 1	公(綱矩)那賀郡中庄村へ御泊、為御鷹野御出、同五日御帰		鷹狩り 中庄村
1714	正徳 4	2	1	修理太夫(吉武)君大毛山島田山御鹿狩、惣才判森甚五兵衛		鹿狩り 大毛山島田山
1715		5	11 1	修理太夫(吉武)君椿泊御鹿狩、森甚五兵衛宅へ御腰被為懸(後略)		鹿狩り 椿泊
1716	享保 1	3	18	公(綱矩)為御鷹野小松島へ御出、翌日御帰城		鷹狩り 小松島
1719		4	7 12	上使久留米数馬殿ヲ以、御鷹之雲雀御拝領、但殿有院殿(家綱)以来中絶之所今度始而也		拝領 雲雀 將軍家鷹狩り復活
1725		10	1 27	御鷹之鶴以宿継御拝領、興源院殿御台(繁)御拝領後、当年迄七十五年中絶(綱矩)		拝領 鶴
1734		19	11 22	上使大島久左エ門殿を以御鷹之雁御拝領、御病氣ニ付松平遠江守君御名代御頼(宗員)		拝領 鶴
1744	延享 1	11	9	公(宗鎮)為御鷹野撫養御出木津長谷寺金比羅観音へ御参詣		鷹狩り 撫養
1758	宝暦 8	11	1	公(重喜)為御鷹野那賀郡黒津地へ御出、同四日御帰城		鷹狩り 那賀郡黒津地
			12 22	公(重喜)御鷹之鶴御頂戴		拝領 鶴
1764	明和 1	9	26	公(重喜)為御鹿狩撫養へ御出		鹿狩り 撫養
1768		5	10	公(重喜)黒谷山御鹿狩、森甚五兵衛惣才判		鹿狩り 黒谷山(板野)
1773	安永 2	6	9	公(治昭)初而北川筋御釣		釣り 北川筋
			8 28	公(治昭)初而北方筋御鷹野		鷹狩り 北方筋
1774		3	1 28	御拝領之鶴御披、包丁芝原里右衛門被仰付御覽、御次廻以上御残御料理被下(治昭)		拝領 鶴
1784	天明 4	10	29	為御鷹野富岡へ御出、十一月五日御帰城(治昭)		鷹狩り 富岡
1786		6	10 20	公(治昭)為御鷹野富岡へ御出、同二十五日御帰城		鷹狩り 富岡
1794	寛政 6	11	9	津峯山御鹿狩、同十一日御帰(治昭)		鹿狩り 津乃峰山
			11 28	八万村下馬山御鹿狩(治昭)		鹿狩り 八万村下馬山
1802	享和 2	12	2	南方筋御鷹野御出、同五日御帰(治昭)		鷹狩り 南方
1805	文化 2	2	1	公(治昭)大毛山御鹿狩		鹿狩り 大毛山
1806		3	10 23	南方御鷹野御出、同二十八日御帰城(治昭)		鷹狩り 南方
1807		4	2 6	公(治昭)御鷹之鶴、以宿継御拝領		拝領 鶴
1808		5	11 21	公(治昭)大京原御鷹野、同二十五日御帰城		鷹狩り 大京原
1812		9	10 22	公(治昭)南方御鷹野御出、同二十五日御帰城		鷹狩り 南方
1814		11	9 26	為御鷹野撫養へ御出、同晦日御帰城(斎昌)		鷹狩り 撫養
			10 9	為御鷹野富岡へ御出、同十三日午中刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 富岡
			11 1	御礼済為御鷹野北方筋御出、同十八日未中刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 北方筋
1815		13	10 28	公(斎昌)為御鷹野南方へ御出、十一月二日午刻御帰城		鷹狩り 南方
			11 20	寅刻、為御鷹野大京原へ御出、同二十二日申刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 大京原
1818	文政 1	10	12	寅中刻、為御鷹野大京原御出、同十六日未刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 大京原
			11 8	為御鷹野大京原御出、同十二日未刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 大京原
			12 2	寅刻、為御鷹野大京原御出、同四日未刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 大京原
1820		3	10 14	寅刻、公為御鷹野南方へ御出張、同十八日午刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 南方
1822		5	10 29	卯上刻、為御鷹野大京原へ御出、十一月四日酉刻過御帰城(斎昌)		鷹狩り 大京原
1824		7	10 2	寅刻、為御鷹野大京原へ御出、同七日未中刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 大京原
1828		11	11 8	卯刻、為御鷹野大京原へ御出、同十一日午刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 大京原
			12 2	卯刻、為御鷹野大京原へ御出、同六日巳刻御帰城(斎昌)		鷹狩り 大京原
1838	天保 9	12	13	若公(斎裕)大鷹御拝領諸事御先例之通		拝領 大鷹
1842		13	9 20	未刻、御泊鷹野御建ニ而御乗船(斎昌)		鷹狩り
1843		14	11 18	上使石谷伊予守殿ヲ以、御鷹之雁御拝領(斎裕)		拝領 雁
1860	万延 1	7	25	上使徳山五平殿ヲ以御鷹之雲雀、公(斎裕)御拝領		拝領 雲雀
			7 26	上使瀧川主殿ヲ以御鷹之雲雀御拝領有之(斎裕)		拝領 雲雀

\*昭和39年徳島県史編さん委員会編『徳島県史料第1巻』「阿淡年表秘録」、平成2年鳴門古文書研究会編『阿淡年表秘録・続編』より作成。

\*上記史料の鷹狩りに関する多くの項目から抜粋して略年表とした。



# 栗本家に残る 三角牛の絵



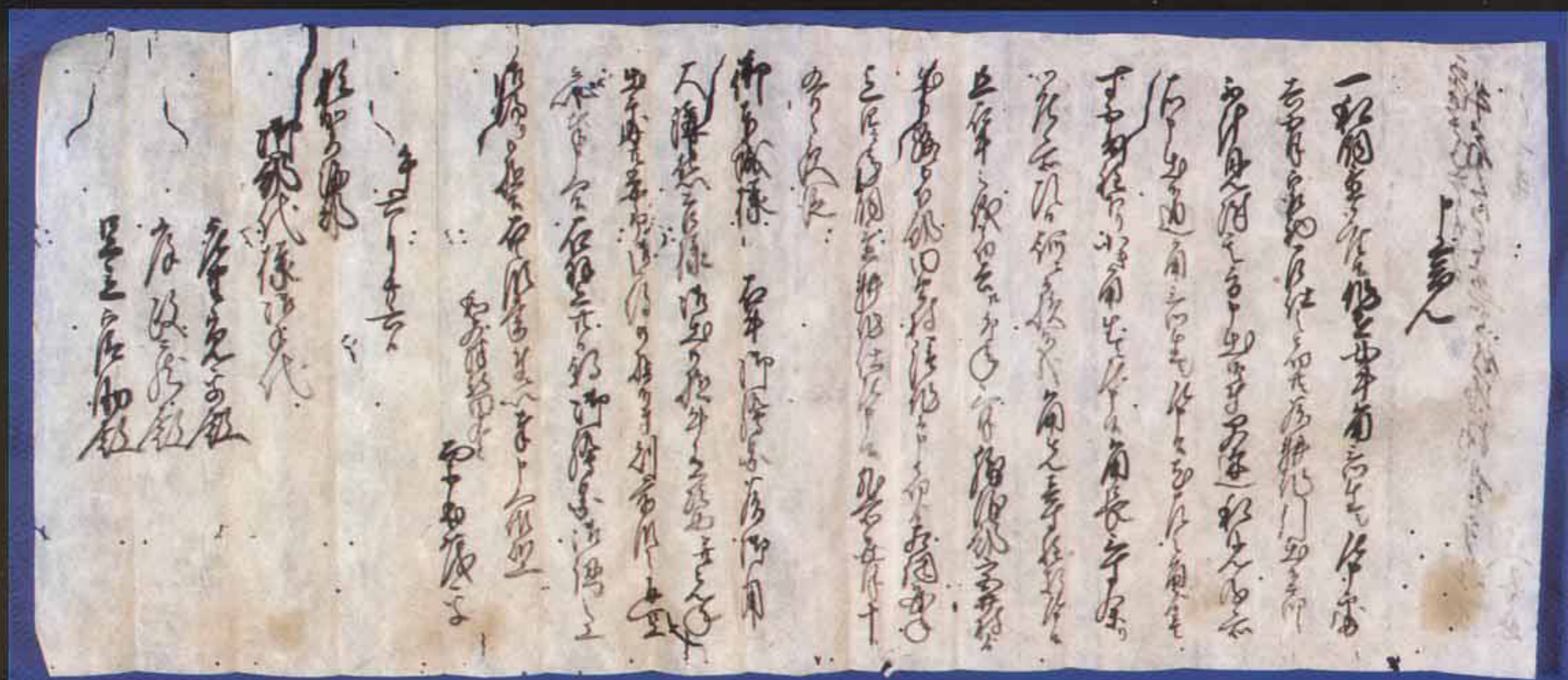
三角牛図（大溝春雄 筆 栗本家文書）

栗本家の由緒の中に文化七年（一八一〇）に見つかった二本の角を持つ牛のことがある。当時の当主栗本茂兵衛が文化七年六月二十六日に那賀郡代の手代に差し出した文書によれば、

「私のところで飼っていた牝牛から角が二本生えたことについて、この五月はじめに召使いのものが牛を耕作に引き出すところ、ふと見つけその旨を私に報告してきました。早速私も見たところ報告通り角が二本生えており、左の角から一寸五分（四・五cm）ほど下に長さ三寸（六cm）ほどの小さな角でした。その後理由はわ

かりませんが一寸（三cm）ほど先が折れてしまいました。この牛は、三年前の三月勝浦郡宮井村から来たもので、田野村の清作から買い、今年四才になるそうです。六月十九日にお城から大溝熊吉（春雄）様という絵師が来て、牛のことについて先年藩の方へ報告しておいたところ、さらに詳しく訪ねられたので前文のとおりに答えました。翌二十日に牛の絵を描いてお帰りになりました。」

とある。藩からわざわざ絵師がやってきて牛の姿を描かせるほどの事件になった。藩から拝領したのか、その絵も栗本家には残されている。



申上覚〈三角牛の件報告〉（栗本家文書）



鷹鴨図 (中山養福 筆 徳島県立博物館所蔵)

展示資料目録

No.	表 題	年代	備 考
<b>鷹狩りとは</b>			
1	鷹鴨図 中山養福筆		徳島県立博物館所蔵
2	鷹雉図 中山養福筆		徳島市立徳島城博物館所蔵
3	蜂須賀公御鷹狩図		阿波国最近文明史料より
4	芥原村外地積図		徳島大学所蔵絵図複製
5	御入筆記(矢武村御鷹野場御出)	文化14年	キノウ00434
6	御鷹野送夫堀諸人夫等覚帳	寛政2年	キノウ01297
7	南方御鷹野御越北方郡所聞合書	寛政2年	キノウ00703
8	鷹遣餌指(御鷹御用合札写)	嘉永元年	イノウ07386
<b>御旅所栗本家の由緒</b>			
9	栗本茂兵衛居屋敷宅絵図面	天保14年	ケイ01026
10	身居之儀ニ付指上候書付控	文政5年	ケイ01273
11	申達状(大京原村へ御出の件)	天保7年	ケイ01001
12	申付状(御鷹御用に付勢子用意)		ケイ00798
13	御鷹方御用並諸願一卷控帳	寛政7年	ケイ01267
14	三角牛図 大溝春雄筆		小松島市栗本家所蔵
15	覚(三角牛ニ付報告の件)	文化7年	ケイ00630
16	覚(苗字帯刀御免)	天明6年	ケイ00137
<b>松献上森家の由緒</b>			
17	系引ニ仕指上帳	文化14年	小松島市森家所蔵
18	御用松三本絵巻	宝暦8年	小松島市森家所蔵
19	乍恐奉申上覚(三本松の件)	寛政9年	小松島市森家所蔵
20	書簡(御鷹お昼食賄いの件)		小松島市森家所蔵
21	乍恐奉願上覚(松露狩りの件)	寛政13年	小松島市森家所蔵

※備考の記号は、徳島県立文書館資料番号。  
 ※期間中展示品を入れ替えることがあります。

第二十一回資料紹介展  
**鷹狩りと御旅所**

— 小松島市栗本家文書を中心に —

平成十三年一月三十日発行

編集・発行 **徳島県立文書館**

〒770-8070 徳島市八万町向寺山  
 電話 〇八八(六六八)三七〇〇

印刷 **原田印刷出版株式会社**

〒770-0003 徳島市西大工町四ノ五  
 電話 〇八八(六二二)二三五六